

健康企業宣言Step1

～取り組みのポイント～



東京都情報サービス産業健康保険組合

健康優良企業認定を目指そう！

銀の認定



金の認定

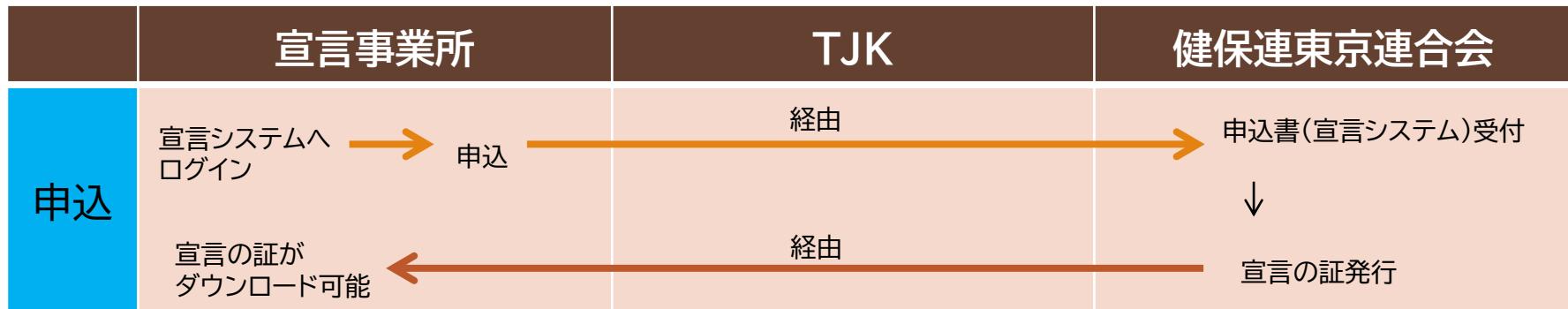


■認定期間は2年間



■認定期間は1年間

宣言の申込について



■「健康企業宣言システム」へログイン
実施団体が運営する健康企業宣言システムから申請

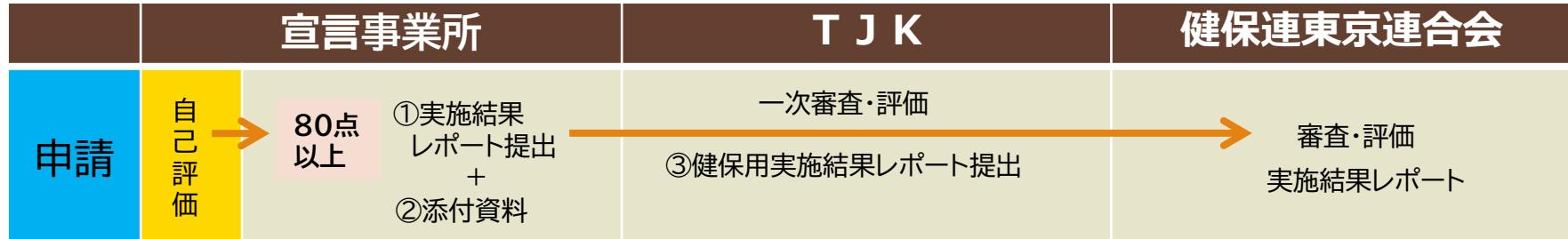


■ Step1「宣言の証」が交付
TJKを経由し、実施団体の承認後健康企業宣言システムから
ダウンロードが可能になります。

■宣言期間について
TJKへの申込日(宣言日)から**2年後**の月末までです。
例)※宣言日 令和7年7月15日
宣言期間 令和7年7月15日～令和9年7月31日



認定にむけた申請について



健康企業宣言実施結果レポート

■実施結果レポート・取り組み実績書類の提出

提出期間

提出期間は宣言から6ヶ月経過後で、80点の認定点数に到達したら宣言期間満了日までに提出する。

1. 宣言企業は取組みを振り返り、自己評価を行い、申請書となる「実施結果レポート」、「添付資料」をJKへ提出する。
2. JKは「実施結果レポート」、「添付資料」の内容の確認を行い、評価点数等を記載し、東京連合会へ提出いたします。

TJKへの提出書類は…

- ◆実施結果レポート → 健康企業宣言システム
- ◆添付資料①～② → 用紙で郵送

取り組み項目について

		質問数	配点	
1	健診等	3	45点	必須
2	健診結果の活用	2	10点	
3	健康づくりのための環境整備	5	21点	
4	職場の「禁煙」	5	6点	
5	職場の「食」	2	6点	選択
6	職場の「運動」	2	6点	
7	心の健康	2	6点	選択
8	性差に応じた健康課題	2	6点	
9	「睡眠」	2	6点	
10	歯・口腔の健康	2	6点	
11	「飲酒」	2	6点	

■必須項目は4分野 (82点配点)

■選択式7分野から3分野を選択 (18点配点)

必須

健診等

①健診を100%受診していますか？

配点				評価方法
20	10	1	0	事業者健診の受診率により評価する ・定期健康診断受診者数(申告数) + 生活習慣病予防健診及び事業者健診データ提供数(保険者確認) ／ 従業員数(事業者健診対象者数 - 受診不可者数) = 人／人 ⇒ % ※受診不可者数:妊娠中、産休・育休中、病気休職中、海外赴任中等に該当する者

配点	評価基準値
20点	●事業者健診受診率80%以上
10点	●事業者健診受診率79～50%
1点	●事業者健診受診率49%以下
0点	●事業者健診受診率 0%

必須

健診等

②40歳以上の健診結果を、健康保険組合へ提供していますか？

配点				評価方法
20	10	1	0	特定健康診査の受診率により評価する

評価基準値	
20点	◇特定健康診査受診率80%以上
10点	◇特定健康診査受診率79～50%
1点	◇特定健康診査受診率49%以下
0点	◇特定健康診査受診率 0%以下

必須

健診等

③健診の必要性を従業員へ周知していますか？

配点			評価方法
5	3	1	健診案内・受診勧奨を行い、健診の必要性(予防・未病等)や受診義務が周知されていることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

5 点	◇従業員全員への健診案内・受診勧奨とともに、健診の必要性の周知を、右記書面等により確認できる。	●配布物・掲示物 ●健診案内・申込書等 ●研修会等による教育の資料
3 点	◇従業員全員への健診案内・受診勧奨を、右記書面等により確認できる。 ◇満点に該当する取組の取組期間が1カ月以上6カ月未満	

ポイント

健診受診の必要性が盛り込まれた内容の周知が必要！

<代表的な減点・非該当例>

- ・事務的な健診案内(通知)のみ <3点に減点>
- ・健診の必要性を周知していると認められないもの
→健診受診に関して就業規則等に記載しているのみで改めての周知がない。採用時等に一度説明しているのみ
- ・健診の案内、健診の必要性を口頭で説明し添付資料(エビデンス)がない

2-8 健康企業宣言の制度

必須

健診結果の活用

④健診結果が「要医療」など再検査が必要な人に受診を勧めていますか？

配点			評価方法
5	3	1	再検査が必要な人へ、受診勧奨を行っていることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

5 点	◇該当者全員への個別・直接的な健診案内・受診勧奨を、右記書面等により確認できる。	●個人宛てEメール・通知文書・手紙 等
3 点	◇該当者全員への受診勧奨等を、右記書面等により確認できる。 ◇満点に該当する取組の取組期間が1カ月以上6カ月未満	●配布物・掲示物 ●研修会等による教育の資料

ポイント

健診結果を把握し、必要な従業員へ速やかに再検査の指示、受診勧奨をおこなっている。
さらに、その後再検査を受診したか確認していることが望ましい。

<代表的な減点・非該当例>

- ・健診案内(通知)に再検査の場合の案内が予め記載しているのみで、健診結果から該当者へ個別・直接的に実施していない(3点に減点)
- ・就業規則等に規定しているのみで、受診勧奨をおこなっていない
- ・健診結果を渡すときに口頭で説明し添付資料(エビデンス)がない

必須

健診結果の活用

⑤健診の結果、特定保健指導となった該当者は保健指導を受けていますか？

配点			評価方法
5	3	1	特定保健指導の実施率により評価する

評価基準値

5点	◇特定保健指導実施率50%以上
3点	◇特定保健指導実施率49～30%
1点	◇特定保健指導実施率29%以下
0点	◇特定保健指導実施率 0%

ポイント

特定保健指導の実施率を向上させるには、健康診断の結果から該当者を把握することが重要です。該当者へは、必ず特定保健指導を受けるよう、社内でのアナウンスや個別対応がポイントです。

(資料) 保健指導：実施率向上のポイント

①健診結果から該当者を把握する

- ・特定保健指導の利用勧奨
(場合によっては業務の調整)
- ・実施終了の確認



②特定保健指導の必要性を周知する

- ・特定保健指導の目的
- ・該当条件
- ・プログラムの流れ

など

③初回面談を受けるよう周知する (健診当日に受けられる場合もある)

- ・プログラムの流れ
(初回面談が必須である事)
- ・特定保健指導を実施している
健診機関



④就業時間内に指導を受けられる よう配慮する

- ・就業時間中の利用可能を周知
- ・現場の場長からの勧奨
(個人情報利用に注意)
- ・該当者の業務調整

必須

健康づくりのための職場環境

⑥職場の健康づくり担当者を決めていますか？

配点			評価方法
5	－	1	職場の健康づくりを推進していく担当者を決めていることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

5点	◇健康づくり担当者等の設置を、右記書面等により確認できる。	<ul style="list-style-type: none">●委嘱状・任命書●会議録・議事録●公的機関への報告書 等
1点	◇担当者を決めていない。(取り組みなし)	

ポイント

健康づくりの担当は衛生委員等、他の担当者が兼ねている場合も可です。

企業規模によって担当者人数は様々ですが、複数名やチームになって実施することが望ましい。

さらに、健康経営に特化した会議体を設けると、より良いでしょう。

必須

健康づくりのための職場環境

⑦従業員が健康づくりを話し合える場はありますか？

配点			評価方法
5	－	1	従業員(従業員を代表する者、健康づくり担当等)が健康づくりに関することを、話し合える場があることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

5点	◇定期的に従業員が健康づくりに関する内容を話し合っていることが、右記書面等で確認できる	●会議録・議事録
1点	◇話し合いの場を設定していない。継続的な実績がない。(取り組みなし)	

ポイント

健康づくりを話し合える場は衛生委員等、他の会議等が兼ねている場合も可です。
会議、ミーティング等名称は問いません。継続性がポイントです。

必須

健康づくりのための職場環境

⑧健康測定機器の設置、その他健康づくりに配慮した職場環境整備を行っていますか？

配点			評価方法
5	－	1	健康測定器の設置、その他、健康づくりに配慮した職場環境整備をおこなっていますか？

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

5点	◇健康測定機器や健康づくりに配慮した内容が、右記書面等により確認できる。	<ul style="list-style-type: none">●会議録・議事録●周知内容●設置の写真等
1点	◇全拠点で実施していない(本社のみ)。 ◇倉庫に保管され、従業員が自由に利用できない。	

ポイント

全従業員が容易に使用できるように、本社を含めた支社・営業所等のすべての拠点へ推進をしていること。健康測定機器については、体組成計、血圧計が気軽に設置が可能であるが、その他、在宅勤務者向けにリラクゼーション関連のグッズ設置や、休憩スペースに配慮した取り組みも認められる。

必須

健康づくりのための職場環境

⑨職場の健康課題を考えたり、問題の整理を行っていますか？

配点			評価方法
3	2	1	健康づくりの目標・計画を策定のため、職場の健康課題を把握し、整理するなど、健康課題が明確になっていることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇健康に関する課題・問題点が整理されており、一覧化されるなど明確になっていることを、右記書面等より確認できる。	●計画書 ●会議録・議事録等
2点	◇健康に関する課題・問題点を、右記書面等より話し合っていると確認できるが、整理されておらず、明確になっていない。 ◇満点に該当する取組の取組期間が1ヶ月以上6ヶ月未満	
1点	◇衛生委員会を話し合いの場としている場合、通常の衛生委員会の話し合いのみで健康経営の視点での話し合いが確認できない。 ◇資料なし	

ポイント

TJKからが発行するウエルネスレポートの数値などから課題の把握や整理を実施したり社内アンケート等の結果から、従業員の健康課題(生活習慣など)を洗い出すことが重要です。

必須

健康づくりのための職場環境

⑩健康づくりの目標・計画を立て、実践していますか？

配点			評価方法
3	2	1	職場の健康課題から健康づくりに向けた、目標・計画の策定を行い、また、達成のための取組みを実践していることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇健康づくりの目標・計画、またはスケジュール等が、右記書面等により明確になっている。	
2点	◇健康づくりの目標・計画、またはスケジュール等を、右記書面等により話し合っていることは確認できるが、整理されておらず、明確になっていない。	●計画書・ スケジュール表等 ●会議録・議事録等
1点	◇衛生委員会での計画表のみで健康経営視点での目標や話し合いが確認できない。 ◇資料なし	

ポイント

⑨の項目で洗い出した健康課題から目標を設定し、それにむけた施策を計画しましょう。
具体的な内容であると、より評価につながります。

2-15 健康企業宣言の制度

必須

職場の「禁煙」

⑪従業員にたばこの害について周知活動をしていますか？

配点			評価方法
3	2	1	従業員にたばこの害(喫煙、受動喫煙等)がもたらす健康被害を、情報提供、周知、啓発等を行っていることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇たばこの害(喫煙・受動喫煙等)がもたらす健康被害を、右記書面等により、周知していることが確認できる。	●配布物・掲示物 ●セミナー等の実施資料 ●研修会等による教育の資料
2点	◇一部の事業場、従業員への周知。	
1点	◇資料なし	

ポイント

たばこの害についてのセミナー開催、配布物、掲示による啓発や周知をおこないましょう。喫煙者のみならず、全従業員へ周知が必要です。また禁煙推奨だけでなく、たばこの害についての内容が含まれていることが重要です。TJKホームページで、たばこの害について資料を掲載しています。

必須

職場の「禁煙」

⑫受動喫煙防止策を講じていますか？

配点			評価方法
3	2	1	職場内での受動喫煙を防止する具体的な措置、防止策を講じていることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	<p>◇敷地内・屋内全面禁煙の実施、または就業規則等で勤務時間内の禁煙を実施している。</p> <p>◇全従業員への周知のうえ喫煙所が設置されており、完全な分煙を実施している。</p>	<ul style="list-style-type: none">●会議録・議事録●入居ビルの規程●喫煙室の写真●その他設置状況がわかるもの
2点	<p>◇喫煙所が設置され分煙を実施しているが、文書や掲示で周知をしていない。</p>	
1点	<p>◇喫煙所が不適切な場所に設置されている。(例 駐車場横など)</p> <p>◇電子タバコへの移行を促すのみ。</p>	

ポイント

屋内全面禁煙や適切な喫煙場所等の設置により、望まない受動喫煙が生じないように措置を講じていることを評価します。

選択

職場の「食」

⑬従業員の仕事中の飲み物に気をつけていますか？

配点			評価方法
3	2	1	従業員が、糖分の多い飲料、カロリーの高い飲料等を飲み過ぎないように配慮していることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇糖分の多い飲料、高カロリー飲料を飲み過ぎないような配慮、または取組を、右記書面等により確認できる。	●計画書 ●会議録・議事録 ●配布物・掲示物 ●セミナー等の実施資料 ●研修会等による教育の資料
2点	◇一部の事業場、従業員の取り組みとなっている。	
1点	◇季節的な取り組みのみ。（熱中症による水分補給等） ◇取り組みなし	

ポイント

セミナーの定期的開催、自販機への糖分・カロリー表示、ポスター等掲示物等による啓発をおこないましょう。

選択

職場の「食」

⑯日頃の食生活に乱れがないか声かけをしていますか？

配点			方法
3	2	1	従業員が栄養バランスのとれた食生活となるよう、情報提供、啓発を行っていることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◊食に関する情報提供・啓発等を右記書面等より確認できる。	<ul style="list-style-type: none">●計画書●会議録・議事録●配布物・掲示物●セミナー等の実施資料●研修会等による教育の資料
2点	◊満点に該当する取組の取組期間が1ヶ月以上6ヶ月未満。	
1点	◊資料なし	

ポイント

食のセミナーの定期的開催、配布物・掲示物による啓発、社員食堂を利用した取組、携帯アプリを活用した取組、朝食の提供等様々な取り組みが考えれます。

選択

職場の「運動」

⑯業務中などに体操やストレッチを取り入れていますか？

配点			採点方法
3	2	1	始業前後、または就業中に体操・ストレッチを行っている(実践している)ことを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇継続的に体操・ストレッチが実践されていることが、右記書面等により確認できる。	<ul style="list-style-type: none">●計画書●会議録・議事録●配布物・掲示物●セミナー等の実施資料
2点	◇勧奨を右記書面等により確認できるが、継続的に体操・ストレッチが実践されていない、または実践は個人・グループの判断による ◇満点に該当する取組の取組期間が1ヶ月以上6ヶ月未満。	
1点	◇資料なし	

ポイント

全社的な取組として、周知だけでなく、実践までできていれば3点となります。

選択

職場の「運動」

⑯階段の活用など歩数を増やす工夫をしていますか？

配点			評価方法
3	2	1	従業員の日頃の歩数を増やすような取組、工夫が行われていることを評価する。単なる歩行だけではなく、種々の運動を行う取組も含みます

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇歩数(運動含む)を増やす取組を、右記書面等により確認できる。	●計画書 ●会議録・議事録 ●配布物・掲示物 ●セミナー等の実施資料
2点	◇一部の事業場、従業員への取り組みとなっている。	
1点	◇資料なし	

ポイント

階段活用はあくまでひとつの例です。運動の機会や歩数を増やすための、様々な取り組みが評価対象となります。配布物・掲示物による階段利用や運動等の奨励、ウォーキングイベント等の定期的な開催。活動量計・ウェアブル端末・携帯アプリ等を利用した取組、徒歩・自転車での通勤推奨などの環境整備などです。

選択

心の健康

⑯心の健康に関する取組みをしていますか？

配点			評価方法
3 2 1			従業員の心の健康状態に配慮していることを評価する。 メンタルヘルス対策の取り組みが評価されます。
評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)			
3点	◇全従業員へ直接声をかける取組みが、右記書面等で確認できる。 ◇全従業員への心の健康に関する理解の普及のための研修、情報提供等(セルフケア)の実施が、右記書面等により確認できる。		●会議録・議事録 ●配布物・掲示物 ●セミナー等の実施資料 ●研修会等による教育の資料
2点	◇心の健康に関する管理職等への教育研修のみ実施されていることが、右記書面等により確認できる。 ◇満点に該当する取組の取組期間が1カ月以上6カ月未満		
1点	◇資料なし		

ポイント

従業員のメンタルヘルスケアとして、TJKメンタルヘルスセミナーの参加など、定期的な研修・メンタルヘルスの情報提供等を実施することがポイントです。

選択

心の健康

⑯心の健康について相談できる環境を整えていますか？

配点			評価方法
3	2	1	従業員が心の健康に関して常時相談できる場所を設置・周知していることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇社内、または社外に常設の心の健康に関する相談窓口を設置し、周知できていることが、右記書面等により確認できる。	
2点	◇社内または社外に心の健康に関する相談窓口を設置しているが、周知されていない。 ◇満点に該当する取組の取組期間が1ヶ月以上6ヶ月未満	●会議録・議事録 ●配布物・掲示物
1点	◇資料なし	

ポイント

相談窓口は事業所の規模や実態に応じて、社内・社外の一方あるいは両方であっても該当します。
相談的窓口は単に設置されているだけではなく、従業員が相談しやすいように周知する必要があります。

選択

性差に応じた健康課題

⑯性差に応じた健康課題に関する情報を周知していますか？

配点			評価方法
3	2	1	女性の健康課題等に関する情報を属性に関わらず周知していることを評価する。

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇女性の健康課題に関する情報周知や、セミナーを実施が確認できる。	●配布物・掲示物 ●研修会・セミナー等の実施資料 ●研修会等による教育の資料
2点	◇一部の事業場、従業員への取り組みとなっている。	
1点	◇資料なし	

ポイント

女性特有の健康課題が中心になるものの、必ずしも女性特有に限られない。男性特有の健康課題でもかまいません。性差、年齢、その他の事業所内の属性等に関わらず周知することがポイントです。

選択

性差に応じた健康課題

②性差に応じた健康課題に対応するための取組を行っていますか？

配点			評価方法
3	2	1	相談窓口の設置や女性特有の健康セミナーの開催、ほかこれらに特化した休暇制度や社内の取組を評価します。

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇相談窓口の設置、取り組み内容が確認できる資料	
2点	◇一部の事業場、従業員への取り組みとなっている。	●会議録・議事録 ●配布物・掲示物
1点	◇資料なし	

ポイント

相談窓口の設置・周知はセットでおこなうことが評価になります。

女性特有の健康課題に関する相談窓口の設置と周知や乳がん検診・婦人科検診、不妊治療休暇、生理休暇など。

選択

睡眠

㉑睡眠と健康の関係等を周知していますか？

配点			評価方法
3	2	1	睡眠と健康の関係、または睡眠の基本的な知識等について周知していることを評価する。

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇睡眠に特化したセミナーの実施や、情報周知をおこなっている。	●配布物・掲示物 ●セミナー等の実施資料 ●研修会等による教育の資料
2点	◇一部の事業場、従業員への取り組みとなっている。	
1点	◇資料なし	

ポイント

睡眠時間と疾患の発症リスク、死亡リスクとの関連、睡眠休養感の重要性、・睡眠環境(寝室)の工夫などの周知。
※参考「健康づくりのための睡眠ガイド2023」等

選択

睡眠

②適切な睡眠時間の確保や睡眠の質の向上のための取組みを行っていますか？

配点				評価方法
3	2	1		質を含めた睡眠時間を確保・向上させる取り組み(セミナー実施等)をおこなっているか評価する。

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇睡眠に関するセミナーの実施	
2点	◇一部の事業場、従業員への取り組みとなっている。	●会議録・議事録 ●配布物・掲示物
1点	◇資料なし	

ポイント

勤務間インターバル制度の導入 仮眠制度・パワーナップ制度の導入。
治療が必要であると判断した場合の医療機関受診勧奨、睡眠測定機器の導入、睡眠機器等の貸与など。

選択

歯・口腔の健康

②③歯・口腔の健康を保つための情報を周知していますか？

配点				評価方法
3	2	1		歯・口腔の健康を保つための基本的な情報を周知していることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇歯・口腔の健康を保つための基本的な情報を、周知していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none">●配布物・掲示物●セミナー等の実施資料●研修会等による教育の資料
2点	◇一部の事業場、従業員への取り組みとなっている。	
1点	◇資料なし	

ポイント

歯周病等の基本的な情報、口腔の疾患と全身疾患との関連などの周知。
歯間ブラシ・デンタルフロス等の正しい使い方研修、提供等。

選択

歯・口腔の健康

②④歯科健診・歯科検診の受診を促進する取組みを行っていますか？

配点			評価方法
3	2	1	定期的な歯科検診の実施や受診勧奨、または促進する取り組みを評価する。

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇定期的な歯科健診・歯科検診の受診勧奨または受診を促進する取組みが確認できる。	●配布物・掲示物 ●セミナー等の実施資料 ●研修会等による教育の資料
2点	◇一部の事業場、従業員への取り組みとなっている。	
1点	◇資料なし	

ポイント

歯科健診・歯科検診受診支援(休暇制度、費用補助)。
歯科健診・歯科検診の受診勧奨・受診確認。

選択

飲酒

②5飲酒による心身への影響等について周知していますか？

配点			評価方法
3	2	1	過度な飲酒による心身への影響、リスク等を周知していることを評価する

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇過度な飲酒がもたらす心身への悪影響、リスクについて周知していることが確認できる。	<ul style="list-style-type: none">●配布物・掲示物●セミナー等の実施資料●研修会等による教育の資料
2点	◇一部の事業場、従業員への取り組みとなっている。	
1点	◇資料なし	

ポイント

アルコールによる各種健康障害の周知。

アルコール依存症に関する教育 / 避けるべき飲酒の周知 / 過度な飲酒による影響。

選択

飲酒

②6健康に配慮した飲酒ができるような取組みを行っていますか？

配点			評価方法
3	2	1	飲酒の量を決める等の、個別に飲酒に配慮した取り組みを評価する。

評価基準(取組無し・添付資料無し・下記評価非該当 1点)

3点	◇個人ごとの飲酒量を決めるなど、健康に配慮した飲酒を促すような取組みを確認できる。	
2点	◇一部の事業場、従業員への取り組みとなっている。	●会議録・議事録 ●配布物・掲示物
1点	◇資料なし	

ポイント

従業員が自分自身の飲酒量(純アルコール量)を把握と目標設定、さらに改善を促す取組など。

(参考: 厚労省 健康日本21アクション支援システム～健康づくりサポートネット～)

アルコール依存症対策・支援 疑いのある社員への受診勧奨・治療勧奨。

＜銀の認定採点 共通事項＞

1. 減点になる場合	3点 → 一部の事業場・従業員への取組となっている。(5点に該当する取組に限る) 2点 → 一部の事業場・従業員への取組となっている。(3点に該当する取組に限る) 1点 → 資料なし・取り組みなし
2. <u>宣言日以降の取組み</u> となっているか	申請日が宣言日から6か月以上経過しているか。 また、取り組みの資料はすべて宣言日以降の取り組みとなっているか。
3. 企業全体の取組みとなっているか	本社のみ、支社・営業所のみ等の取組ではなく、本社を含めた支社・営業所の企業全体での取組となっているか。 ただし、項目⑦⑧⑨については資料上、本拠点である場で実施していれば評価される。
4. 周知日について	書面で確認できる状態にあるか。 健康企業宣言前におこなった1回のみの取組となっていないか。
5. 周知方法は第三者で確認ができる資料か	書面で確認できない資料は評価につながらない。 周知日、周知方法、周知した内容、対象者など、詳細のわかる資料が必要。 例)社内インターネットキャプチャー画面、メールの写し、など
6・拠点について	原則、全拠点分が必要。 ※常勤の社員が常駐されていない場合は対象外。

<提出時の注意点>

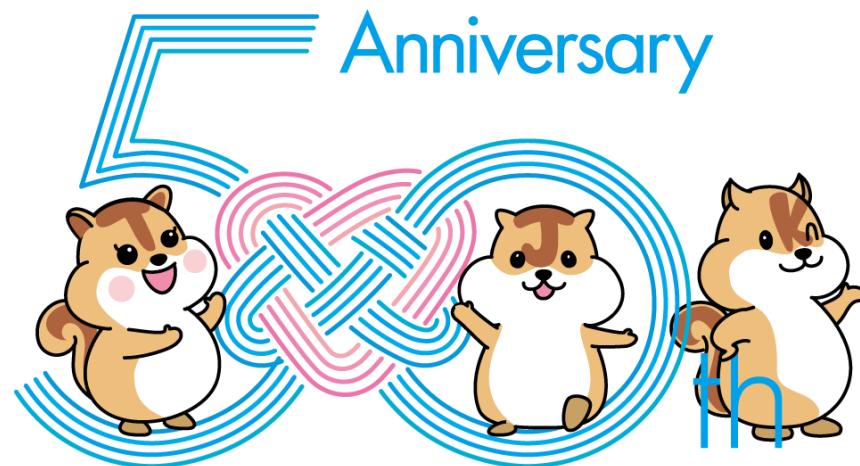
●	実施結果レポートの申請にもとづいた、各質問項目が確認できる資料
●	取組内容のわかる資料 (計画書、会議録、配布物、掲示物、メール文、写真等)
●	添付資料は極力A4または用紙で統一
●	個人情報の添付に注意(場合によってはマスキング) →特に健診関係、特定保健指導、その他面談記録等の資料は必ず個人が特定できないように対象者名を消してください。
●	添付資料(エビデンス)無しは採点不能により1点。 ただし、健診、特定保健指導等、一部TJKでデータを確認できるものは除く。 →ヒアリング結果のみは添付資料(エビデンス)とはなりません。
●	取組内容から減点が妥当と判断できる場合には、各項目の採点基準に沿って減点する場合がある。

★実施結果レポートは宣言システムから申請
★エビデンスは用紙でTJKへ提出



TJK

東京都情報サービス産業健康保険組合



健康を未来につなぐ

～あなたのそばにTJK～